

立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和5年3月13日

提出者 立川市教育委員会  
教育長 栗原 寛

理由

令和5年度に大山小学校に設置する自閉症・情緒障害特別支援学級の学級名が決定したことから、別表に記載するため。

立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則（令和4年立川市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）			
学校	通学区域	学校	通学区域
小学校 …略…	立川市立大山小学校 <u>（にじいろ学級）</u>	小学校 …略… 立川市立大山小学校	規則別表に定める立川市立第九小学校、立川市立西砂小学校、立川市立松中小学校、立川市立大山小学校及び立川市立上砂川小学校の通学区域。ただし立川市立第十小学校、立川市立柏小学校の通学区域については、交通手段の観点からみて、より通学しやすい学校を選択することができる。
…略…		…略…	自閉症・情緒障害等

附 則

この規則は、公布の日から施行する。